

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 560 名のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 151 カ国に 163,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

金融取引の移転価格

日本における「資本」の取り扱いについて

近年日本では、金融取引の移転価格における「資本」の取り扱いについて、税務当局と納税者との間で意見の不一致がよく見られますが、2008年7月2日の東京国税不服審判所の判決から、「資本」の役割についての現在の日本の税務当局の考えを垣間見ることができます¹。

本ニュースレターでは、当該判決の国税不服審判所の見解の概要をご紹介します²。国税不服審判所は国税庁の特別の機関であり、司法制度とは別であることから、この判決は裁判所の見解ではありません。しかしながら、今後、税務調査において事実関係が類似している事案があった場合、調査官が本事案に言及したり、本事案を参照したりする可能性が十分あると思われます。

本件は、外資系金融機関の日本支店である納税者のエクイティデリバティブ事業についての移転価格更正処分にかかわる事案です。納税者は、東京国税局が、更正処分を行った際に、本事業にかかわる損益の計上(ブック)先である国外関連者が「資本」を提供していることを考慮しなかったことに対して、東京国税不服審判所に異議申し立てを行いました。審理の結果、東京国税不服審判所は、東京国税局が行った原処分の一部を取り消すという判決を下しました。

¹ 当該判決の大部分は校正により削除されております。

² このニュースレターは、2009年8月7日のプライスウォーターハウスクーパース、Pricing Knowledge Network に基づいています。
(<http://www.pwc.com/gx/en/tax/transfer-pricing/pkn-archives.jhtml>)

事実関係

本事案は、ある外資系金融機関の日本支店に対して、2000年から2003年までの期間を対象として東京国税局が2005年に行った更正処分で、当該日本支店、その本店およびその関連者間の取引が対象となりました。本店や関連者の所在国は開示されていませんが、裁決書は、東京・ロンドン・ニューヨークの各証券取引所について言及しています。

対象取引にかかわるエクイティデリバティブ等の金融商品の取引は、最終的には日本以外の拠点で計上(ブック)され、そのリスクをグローバルで管理していました。審判所の裁決は、(i)トレーディング、(ii)市場リスク管理、(iii)セールスマーケティング、(iv)その他(取引データの入力、取引の文書化、決済、法務、信用調査、経理等)の四つの業務分野に分けて事実関係を整理しています。

納税者が採用した独立企業間価格算定方法は、いわゆるヘッジファンドモデルに類似した方法に基づいていると推測されます。ヘッジファンドモデルとは、一般に、トレーディング業務に従事する拠点に利益の10%~25%を配分し、残余利益をブックイング拠点に配分するような方法です。本事案の場合、セールスマーケティング業務およびその他の業務(すなわち、上記の(iii)および(iv)の業務)にかかわる対価に関しては、納税者と東京国税局との間で争いがなく、これらの業務に対する経常的な利益は、トレーディング拠点とブックイング拠点間で配分すべき利益(すなわち、「残余」利益)を算定する際に総利益から控除されています。東京国税局は、更正処分に当たり、残余利益分割法を採用し、トレーダー一人件費のみを分割要因として適用しています。

東京国税不服審判所の裁決

当審判所も、原処分と同様に残余利益分割法を用いています。ただし、事業に寄与した程度を測定する要因として、トレーダー一人件費に加えて、リスクマネージャーの業務が寄与した程度を考慮するために当該事業に使用された資本にかかわる利子相当額を用いています。当審判所は、著しい市場リスクが存在しない顧客取引を主体に事業が行われているとした原処分の主張を斥け、自己勘定取引を主体に行っていた事実があるとして、トレーディング業務だけではなくリスク管理業務も事業への寄与度が高いと判断しています。その結果、当審判所は、リスク管理業務が寄与した程度を測定する要因として利子相当額を加えました。この利子相当額は、グループ全体の負債に対する利子の割合を用いて算出されています。審理の結果、(リスク管理業務の寄与を加味しなかった)東京国税局の更正処分の一部が取り消されました。独立企業間価格算定方法の選定とその適用において、当審判所の裁決では、移転価格にかかわる法律に言及しただけで、外国法人の支店に対する所得の帰属にかかわる法律には言及していません。

ヘッジファンドモデルに関する東京国税不服審判所の見解

当審判所は、ヘッジファンドモデルの使用を否認しています。当審判所は、ヘッジファンド契約における利益の分割は、ヘッジファンドの投資家が高いリスクを負担する対価として利益を要求する出資者としての利益請求権に基づく利益配分が根拠になっているとみなし、業務の利益獲得への寄与度に応じた利益配分とはいえず、その性格は納税者のエクイティデリバティブ事業と異なると判断しています。すなわち、当該事業に対する利益分割法の適用において、ヘッジファンド契約における利益の分割は日本の移転価格税制で定められている「寄与した程度」を示すものではないと判断しています。

加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital、またはWACC)の使用に関する東京国税不服審判所の見解

当審判所は、資本コストの算定方法としてWACCを用いるという納税者の主張を斥けました。当審判所は、WACCの計算要素のうち資本の調達コストである株主資本コストは、日本の移転価格税制上の「支出した費用の額」ではなく、株主の期待利回りであって理論値としてしか算定できず、そのようなデータは客観性と確実性を欠くと判断しています。

以上のように、東京国税不服審判所は、本件で、金融取引の移転価格における資本の役割に対する対価という問題を、リスク管理業務の重要性を認めることで対処しています。これは、この問題が日本では依然として取り扱いが困難な論題であることを示唆しています。一方、資本に関連する一定の寄与度が(どんなかたちであれ)当該裁決で認められたという事実は、金融取引の移転価格においては重要な意味をもつ可能性があります。最後に、ヘッジファンドモデルの使用(特に、自己勘定取引が主体の本事案の場合)の否認、およびWACCの使用の否認は、今後こうした問題に関して引き続き税務論争が生じる可能性があることも示唆しています。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

金融部

パートナー

藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com

シニア・マネージャー

中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com

マネージャー

佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.m.kajiwara@jp.pwc.com
牧平直子	03-5251-2223	naoko.makihira@jp.pwc.com
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com

移転価格コンサルティンググループ 金融取引担当チーム

パートナー

中村豊治	03-5251-2355	toyoharu.nakamura@jp.pwc.com
高橋輝行	03-5251-2873	teruyuki.takahashi@jp.pwc.com
大和順子	03-5251-6736	junko.j.yamato@jp.pwc.com

マネージング・ディレクター

ライアン・トーマス	03-5251-2356	ryann.thomas@jp.pwc.com
-----------	--------------	-------------------------

マネージャー

ピーター・ブリュイン	03-5251-6712	peter.b.brewin@jp.pwc.com
------------	--------------	---------------------------